

自己資本の構成に関する開示事項（平成27年3月期 第3四半期末の自己資本比率・バーゼルⅢ基準）

1. 連結自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第二号）

（単位：百万円、%）

項目	経過措置に よる不算入 額	国際様式の 該当番号
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目</b>		
普通株式に係る株主資本の額	210,262	1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,045	1a
うち、利益剰余金の額	154,206	2
うち、自己株式の額（△）	990	1c
うち、社外流出予定額（△）	—	26
うち、上記以外に該当するものの額	—	
普通株式に係る新株予約権の額	59	1b
その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	21,883	87,534
普通株式等Tier1 資本に係る調整後少数株主持分の額	—	5
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの の額の合計額	1,556	
うち、少数株主持分等に係る経過措置	1,556	
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	233,762	6
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目</b>		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の 額の合計額	220	882
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の ものの額	220	882
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
繰延ヘッジ損益の額	△0	△0
適格引当金不足額	1,823	7,295
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される 額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当 するものに関連するものの額	—	—
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに 限る。）に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの 額	—	—
その他Tier1 資本不足額	1,496	27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	3,540	28
<b>普通株式等Tier1 資本</b>		
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	230,221	29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>その他Tier1 資本に係る基礎項目</b>		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	
その他Tier1 資本に係る調整後少数株主持分等の額	2,151	34-35
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	33
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	—	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	2,151	36
<b>その他Tier1 資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,647	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,647	
Tier2 資本不足額	—	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,647	43
<b>その他Tier1 資本</b>		
その他Tier1 資本の額 (ニ) - (ホ)	—	44
<b>Tier1 資本</b>		
Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ)	230,221	45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	
Tier2 資本に係る調整後少数株主持分等の額	506	48-49
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	47+49
うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	20,000	47
うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	139	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	139	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	57,939	
うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置	57,939	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	78,584	51

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,647	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,647	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	3,647	57
<b>Tier2 資本</b>		
Tier2 資本の額 (チ) - (リ)	74,937	58
<b>総自己資本</b>		
総自己資本の額 (ト) + (ヌ)	305,158	59
<b>リスク・アセット</b>		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,369	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係る経過措置	1,369	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に係る経過措置	—	
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0	
リスク・アセットの額の合計額 (ワ)	2,077,065	60
<b>連結自己資本比率</b>		
連結普通株式等Tier1 比率 (ハ) / (ワ)	11.08	61
連結Tier1 比率 (ト) / (ワ)	11.08	62
連結総自己資本比率 (ル) / (ワ)	14.69	63
<b>調整項目に係る参考事項</b>		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	13,267	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	873	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	847	75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>		
一般貸倒引当金の額	139	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	477	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	11,518	79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	48,000	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。）	—	85

(注) 「国際様式の該当番号」とは、パーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

2. 単体自己資本比率（平成26年金融庁告示第7号、附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、％）

項目		経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目</b>			
普通株式に係る株主資本の額	204,171		1a+2-1c-26
うち、資本金及び資本剰余金の額	57,025		1a
うち、利益剰余金の額	148,135		2
うち、自己株式の額（△）	990		1c
うち、社外流出予定額（△）	—		26
うち、上記以外に該当するものの額	—		
普通株式に係る新株予約権の額	59		1b
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額	21,553	86,212	3
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—		
普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）	225,783		6
<b>普通株式等Tier1 資本に係る調整項目</b>			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	195	781	8+9
うち、のれんに係るものの額	—	—	8
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額	195	781	9
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	10
繰延ヘッジ損益の額	△0	△0	11
適格引当金不足額	1,992	7,971	12
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	13
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	14
前払年金費用の額	—	—	15
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0	16
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	17
少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	18
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	19+20+21
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	19
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	20
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	21
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	22
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	23
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	24
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	25
その他Tier1 資本不足額	3,985		27
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額（ロ）	6,173		28
<b>普通株式等Tier1 資本</b>			
普通株式等Tier1 資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	219,609		29

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>その他Tier1 資本に係る基礎項目</b>		
その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	31a
その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	31b
その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額	—	32
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額	—	
適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	33+35
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	—	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置	—	
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (ニ)	—	36
<b>その他Tier1 資本に係る調整項目</b>		
自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	—	37
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	38
少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	39
その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	—	40
経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,985	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,985	
Tier2 資本不足額	—	42
その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ)	3,985	43
<b>その他Tier1 資本</b>		
その他Tier1 資本の額 (ニ) - (ホ) (ヘ)	—	44
<b>Tier1 資本</b>		
Tier1 資本の額 (ハ) + (ヘ) (ト)	219,609	45
<b>Tier2 資本に係る基礎項目</b>		
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	
Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	—	
Tier2 資本調達手段に係る負債の額	—	46
特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	—	
適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	20,000	47+49
一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	—	50
うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	—	50a
うち、適格引当金Tier2 算入額	—	50b
経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	57,883	
うち、評価・換算差額等に係る経過措置	57,883	
Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	77,883	51

(単位：百万円、%)

項目	経過措置による不算入額	国際様式の該当番号
<b>Tier2 資本に係る調整項目</b>		
自己保有Tier2 資本調達手段の額	—	52
意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	53
少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	54
その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	—	55
経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	3,985	
うち、適格引当金不足額に係る経過措置	3,985	
Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	3,985	57
<b>Tier2 資本</b>		
Tier2 資本の額 ( (チ) - (リ) ) (ヌ)	73,897	58
<b>総自己資本</b>		
総自己資本の額 ( (ト) + (ヌ) ) (ル)	293,507	59
<b>リスク・アセット</b>		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,208	
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係る経過措置	1,208	
うち、自己保有普通株式に係る経過措置	0	
リスク・アセットの額の合計額 (ヲ)	2,038,330	60
<b>自己資本比率</b>		
普通株式等Tier1 比率 ( (ハ) / (ヲ) )	10.77	61
Tier1 比率 ( (ト) / (ヲ) )	10.77	62
総自己資本比率 ( (ル) / (ヲ) )	14.39	63
<b>調整項目に係る参考事項</b>		
少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	13,176	72
その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	—	73
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	74
繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額	—	75
<b>Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項</b>		
一般貸倒引当金の額	—	76
一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	104	77
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	78
適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	11,511	79
<b>資本調達手段に係る経過措置に関する事項</b>		
適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	—	82
適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	83
適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	48,000	84
適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）	—	85

(注) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。